

新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業で、生活資金にお悩みの皆さまへ

## 緊急小口資金（特例貸付）のご案内

千葉県社会福祉協議会では新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入が減少された方（世帯）に対して資金の貸付を行っています。

**相談・申請の窓口はお住まいの市区町村社会福祉協議会になります。まずは市区町村の社会福祉協議会までお電話でお問合わせ・ご相談ください。**

### 1 貸付対象

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯

※ただし、生活保護世帯、従前から就業していない方、暴力団および暴力団の世帯員は貸付対象外

2 貸付限度額 20万円以内（借入申込者が指定する金融機関に送金します）

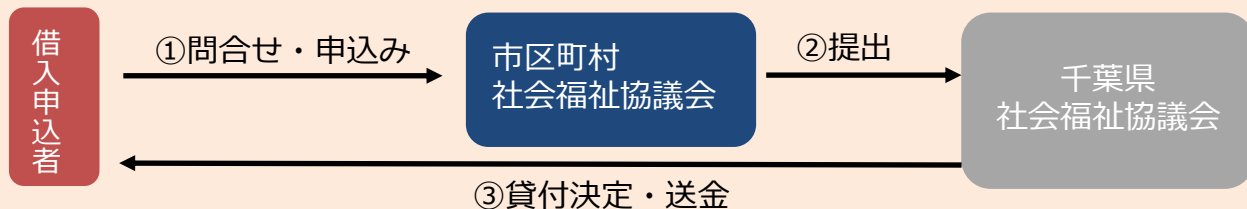
3 貸付条件

- ・据置期間：1年以内
- ・返済期間：2年以内
- ・貸付利子：無利子
- ・連帯保証人：不要

### 4 申込み方法・手続き

窓口はお住まいの市区町村社会福祉協議会です。窓口での混雑や新型コロナウイルス感染拡大防止のため、来所される前に必ず市区町村社会福祉協議会へお電話でお問合わせ・ご相談ください。申請書類を郵送対応で行っている場合もあります。

#### 貸付手続きの流れ



5 申請に必要な書類等 ※必要に応じてその他の書類を求める場合があります。

- 本人確認書類（運転免許証のコピー又は申込者の顔写真が貼付された証明書）
- 住民票の写し/原本（世帯全員が記載されたもの、発行後3ヶ月以内のもの）
- 資金の振込先口座を確認できるもの  
（貸付金の振込先となる通帳の表紙と見開き1ページ目のコピーまたはキャッシュカードのコピー）
- 収入の減少の状況を確認できるもの  
（減少となる前後の給与明細、預金通帳、個人事業主は確定申告書および収入減が確認できる帳簿等）
- 印鑑（銀行印）※返済用の口座振替依頼書に押印
- 健康保険証の写し（申請時にお持ちの方のみ）

※今回の特例措置では新たに、償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができることとしています

**問合・申込先（福）千葉市社会福祉協議会 生活福祉資金（特例貸付）事務センター**  
電話043-209-8780 月曜日～金曜日 9:00～17:00（土日・祝日除く）